

原議保存期間 10年

平成 26年 12月 31日まで保存

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第 37号
平成 16年 5月 31日
警察庁生活安全局長

配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等について(通達)

この度、配偶者暴力事案及びストーカー事案の被害者の保護の観点から住民基本台帳の閲覧制限等について国として統一的な対応を行うため、総務省自治行政局においては、当庁生活安全局と協議の上、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成 16年 5月 31日付け総行市第 213号、法務省民一第 1581号、総務省自治行政局長及び法務省民事局長から各都道府県知事あて通知。別添 1 参照。)及び「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令について」(平成 16年 5月 31日付け総行市第 212号、総務省自治行政局長から各都道府県知事あて通知。別添 2 参照。)を発出し、本年 7月 1日から、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、被害者からの申出により、同法第 11条第 3項、第 12条第 5項及び第 20条第 2項において準用する第 12条第 5項に基づき必要な支援措置を講じることとしている。

各都道府県警察においては、市区町村と緊密な連携を図り、下記により関係事務の処理に遺憾のないようにされたい。

記

1 支援対象者への本支援措置制度の教示、市区町村への意見の提出等

本支援措置の対象とされているのは、「配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの」又は「ストーカー規制法第 7 条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの」(改正後の住民基本台帳事務処理要領第 6 - 10 のア(ア))に該当し、かつ、加害者が当該被害者の住所を探索する目的で、当該被害者又は当該被害者同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められる場合である。したがって、本支援措置の対象となると認められる事案を認知したときには、本支援措置制度を当該被害者に教示して本支援措置を要望するか否かの意思を確認すること。

要望がある場合には、原則として当該被害者が本支援措置を求める市区町村に対し、当該被害者から本支援措置の要望を受けている旨及び当該被害者及び当該被害者と同一の住所を有する者が本支援措置の要件を満たすものと認められる旨を電話等により申し入れるとともに、警察の意見を記載した書面を当該被害者に交付し、市区町村の窓口へ提出するよう教示すること。

なお、本支援措置制度の教示や市区町村に対する意見提出等を行った場合には、当該被害者から要望を受けた経緯及び市区町村に意見を提出した状況等について、配偶者暴力事案のときは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切な対応について」（平成13年7月9日付け警察庁丙生企発第36号他）の別添2を参考として都道府県警察において定める書面等に、ストーカー事案のときは「援助申出書」（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）別記様式第6号）等に、記録しておくこと（援助申出書の「受けたい援助の内容」欄には、「9」を で囲むとともに、「その他（ ）」の（ ）内に「住民基本台帳閲覧制限」と記載すること。）。

2 市区町村からの意見聴取に対する措置

1による警察の意見提出を行っていない場合には、市区町村長が本支援措置を行うに当たっては、その必要性を確認するため、警察へ意見聴取がなされることとされている（改正後の住民基本台帳事務処理要領第6-10のイ）ので、意見聴取がなされた場合には、申出者が本支援措置の対象者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、市区町村に迅速に書面により回答すること。なお、電話等により取り急ぎの聴取がなされた場合には、電話等により回答した上、追って書面を送付すること。

このため、市区町村に対しては、市区町村の窓口で住民基本台帳の閲覧制限等の申出を受けた場合には、当該申出人に対し警察に相談しているか否かを確認し、次のように対応するよう申し入れておくこと。

警察に相談している申出人に対しては、相談の年月日、取扱所属名等を聴取した上で、警察への意見聴取をすること。

警察に相談を行っていない申出人及び相談を行ってから相当期間が経過している申出人に対しては、警察に相談するように促すこと。

3 留意事項

- (1) 本支援措置制度が円滑に進められるよう、あらかじめ市区町村と実施要領や連絡体制等について申し合わせをしておくこと。
- (2) 市区町村長が被害者からの支援の申出を受ける書面及び警察の意見を記載する書面については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」（平成16年5月31日付け総

行市第218号。別添3参照。)」において、標準的な様式である「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を定めているので参考とすること。

- (3) 本支援措置は、全市区町村に共通して支援措置の対象者とされるべき者として、改正後の住民基本台帳事務処理要領第6-10のア(ア)の者としているものであるが、個別の市区町村の判断により、本支援措置制度の対象者以外の者であって、特に生命又は身体に危害を受ける恐れのある者について同様の措置を行うことを妨げる趣旨ではなく、これらの者についても住民基本台帳法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき請求を拒むことは可能とされているものである(「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について(平成16年5月31日付け総行市第218号)」3の問6。別添3参照。)

したがって、これらの者に対して住民基本台帳の閲覧制限等が必要と認める場合には、市区町村に対して、住民基本台帳の閲覧制限等を依頼することとされたい。

住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）（抜粋）

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

（住民票の写し等の交付）

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

3 前二項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを、第二項の住民票の写しの交付の請求があつたときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5 市町村長は、第一項又は第二項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。

6 第一項又は第二項の請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

（戸籍の附票の写しの交付）

第二十条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。第五十条において同じ。）の交付を請求することができる。

2 第十二条第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第三項中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、同条第六項中「これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項の戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

別添 1

総行市第 2 1 3 号
法務省民一第 1 5 8 1 号
平成 1 6 年 5 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

法務省民事局長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、通知します。

なお、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

記

第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を次のように改正する。

第 2 - 3 - (1) - ア - (イ) - A 「要しない」の下に「。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること」を加える。

第2-3-(1)-ア-(イ)の次に次のように加える。

(ウ) ドメスティック・バイオレンス（配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）及びストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。）の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

第2-3-(2)-ア中(イ)を(オ)とし、(ウ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える

。

(ウ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

第3-3-(1)-イ中「要しない。」の下に「ただし、配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第20条第2項において準用する法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること（法第20条及び法第12条第3項並びに戸籍の附票省令第1条）」を加える。

第3-3-(1)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、アのほか第6-10によるものとする。

第6-9の次に次のように加える。

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

(イ) 申出者同一の住所を有する者

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

(I) 申出者の本人確認

当初受付市町村長は、申出者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなどの方法により、本人確認を行う。

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあっては指定の事実を確認するに足る書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(I)に準じて代理人が本人であることを確認する。

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア (ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察の意見を聴き、確認する。

この場合において、市町村長は、警察の意見を聴く以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、ア (イ)の申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の請求を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて警察の意見を聴く等の方法により、確認する。

ウ 確認の結果の連絡

イにおいて支援の必要性を確認した当初受付市町村長は、その結果を申出者に

連絡する。

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア - (ウ) に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

カ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とする。

キ 支援措置の延長

当初受付市町村長は、支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとし、申出があった場合には、イからオまでの例により処理する。

ク 支援措置の終了

市町村長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

A 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき

なお、当該終了の申出は、当初受付市町村長がアの例により受け付け、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

B 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき

C その他市町村長が支援の必要性がなくなったと認めるとき

なお、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の必要性がなくなったと認めた旨を連絡する。

ケ 被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長・終了

被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、被害者を保護するための措置であるから、原則として被害者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

コ 支援措置

(7) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされた場合
不当な目的があるものとして請求を拒否する。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、ア (I)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、ア (I)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対し閲覧させることを防ぐため、請求事由についても関係文書の提示を求めるなど適宜の方法により、より厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

B 市町村長は、その判断により、閲覧請求において特別の請求がない場合には、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧請求用紙に明記する等により、あらかじめその旨を請求者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の職員による職務上の請求の場合及びその他の者による支援対象者に係る閲覧を求める特別の請求の場合には、Aの例により取り扱う。

(1) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされた場合
不当な目的があるものとして請求を拒否する。

ただし、(ア) A (C) に準じて請求事由をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵送による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人若しくは使者を支援対象者と取り決める、支援対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、ア (I) に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、ア (I) に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対する交付を防ぐため、(ア) A (C) に準じて請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

第2 実施期日

この通知は、平成16年7月1日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付</p> <p>(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合</p> <p>A 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない(法第11条第2項及び住民票省令第3条)。</p> <p>B～E (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 住民票の写し等の交付</p> <p>住民票の写し等の交付を請求する者に対し、請求事由、請求</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付</p> <p>(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合</p> <p>A 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。<u>ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第11条第3項の規定に基づき請求を拒むかどうかが判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること(法第11条第2項及び住民票省令第3条)。</u></p> <p>B～E (略)</p> <p><u>(ウ) ドメスティック・バイオレンス(配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)及びストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。)の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 住民票の写し等の交付</p> <p>住民票の写し等の交付を請求する者に対し、請求事由、請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名及び住所を明らかにさせなければならない(法第12条第3項(法第12条の2第6項</p>

者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名及び住所を明らかにさせなければならない（法第12条第3項（法第12条の2第6項で準用する場合を含む。）及び住民票省令第2条）。これらの事項は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の場合と同様に、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

請求書による請求の場合（ただし、及びに係るものを除く。）

ア 請求の受理

(ア)・(イ)（略）

(ウ)

(エ)

イ・ウ（略）

～（略）

(3)（略）

4 住民票の改正および再製

第3 戸籍の附票

1・2（略）

3 戸籍の附票の写しの交付

戸籍の附票の写し（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。）の交付は、何人でも市町村長に対してこれを請求することができる（法第20条及び法第12条第1項）が、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる（法第20条及び法第12条第4項）。

なお、戸籍の附票に記載をした事項等に関する証明の請求があった場合には、当該市町村における証明に関する事務一般の取扱いによる。

(1) 請求の受理

ア（略）

で準用する場合を含む。）及び住民票省令第2条）。これらの事項は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の場合と同様に、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

請求書による請求の場合（ただし、及びに係るものを除く。）

ア 請求の受理

(ア)・(イ)（略）

(ウ) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、(ア)のほか第6-10によるものとする。

(エ)

(オ)

イ・ウ（略）

～（略）

(3)（略）

4 住民票の改正および再製

第3 戸籍の附票

1・2（略）

3 戸籍の附票の写しの交付

戸籍の附票の写し（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。）の交付は、何人でも市町村長に対してこれを請求することができる（法第20条及び法第12条第1項）が、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる（法第20条及び法第12条第4項）。

なお、戸籍の附票に記載をした事項等に関する証明の請求があった場合には、当該市町村における証明に関する事務一般の取扱いによる。

(1) 請求の受理

ア（略）

イ 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。ただし、配偶者暴力防止法第1条第2項に

イ 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。

ウ (略)
第4・第5 (略)
第6 その他
1～9 (略)

規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第20条第2項において準用する法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること(法第20条及び法第12条第3項並びに戸籍の附票省令第1条)。

ウ ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る取扱いについては、アのほか第6-10によるものとする。

エ (略)
第4・第5 (略)
第6 その他
1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

(エ) 申出者の本人確認

当初受付市町村長は、申出者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、住民基本台帳カード等の写真が貼付された身分証明書の提示を求めるなどの方法により、本人確認を行う。

(オ) 代理人の取扱い

代理人については、市町村の事務所への出頭を求め、法定代理人にあっては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあっては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるなどの方法によりその資格を確認するとともに、(エ)に準じて代理人が本人であることを確認する。

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア (ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察の意見を聴き、確認する。

この場合において、市町村長は、警察の意見を聴く以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、ア (イ)の申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の請求を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて警察の意見を聴く等の方法により、確認する。

ウ 確認の結果の連絡

イにおいて支援の必要性を確認した当初受付市町村長は、その結果を申出者に連絡する。

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア - (ウ)に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

カ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とする。

キ 支援措置の延長

当初受付市町村長は、支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとし、申出があった場合には、イからオまでの例により処理する。

ク 支援措置の終了

市町村長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

A 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受け たとき

なお、当該終了の申出は、当初受付市町村長がアの例により受け付け、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

B 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき
C その他市町村長が支援の必要性がなくなったと認めるとき
なお、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の必要性がなくなったと認めた旨を連絡する。

ケ 被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長・終了

被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、被害者を保護するための措置であるから、原則として被害者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

コ 支援措置

(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否する。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、ア (I) に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、ア (I) に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対し閲覧させることを防ぐため、請求事由についても関係文書の提示を求めるなど適宜の方法により、より厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

B 市町村長は、その判断により、閲覧請求において特別の請求がない場合には、支援対象者を除く請求であるとみなし

、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧請求用紙に明記する等により、あらかじめその旨を請求者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の職員による職務上の請求の場合及びその他の者による支援対象者に係る閲覧を求める特別の請求の場合には、Aの例により取り扱う。

(1) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付請求に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされた場合
不当な目的があるものとして請求を拒否する。

ただし、(ア) A (C) に準じて請求事由をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵送による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人若しくは使者を支援対象者と取り決める、支援対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、ア (I) に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐ

ため、ア (I)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの請求に対する交付を防ぐため、(ア) A (C)に準じて請求事由についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令について
(通知)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令並びに戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令が、本日、平成 1 6 年総務省令第 8 9 号及び平成 1 6 年総務省・法務省令第 1 号をもって公布され、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行されることとなりましたので、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の改正に伴う事務処理要領(昭和 4 2 年自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)の一部改正については、別途通知いたします。

記

1 改正理由

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和 6 0 年自治省令第 2 8 号)及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和 6 0 年法務省・自治省令第 1 号)の一部を改正する。

2 改正概要

住民基本台帳法(以下、「法」という。)に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求及び住民票の写し等の交付請求並びに戸籍の附票の写しの交付請求に際し、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにすることを要しない場合から、次を除く。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第十一条第三項又は法第十二条第五項若しくは法第二十条第二項において準用する法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合

3 施行期日

平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

総務省令第八十九号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日

総務大臣 麻生 太郎

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次に掲げる場合」の下に「（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第十一条第三項又は法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。）」を加える。

附 則

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部改正

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)</p> <p>第三条 法第十一条第二項及び法第十二条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 住民票に記載されている者(法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録されている者)又はその者と同一の世帯に属する者が第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>四 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)が相当と認める場合</p>	<p>(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)</p> <p>第三条 法第十一条第二項及び法第十二条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等<u>市町村長が法第十一条第三項又は法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。)</u>とする。</p> <p>一 住民票に記載されている者(法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録されている者)又はその者と同一の世帯に属する者が第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>四 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)が相当と認める場合</p>

総務省
法務省令第一号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十条第二項において準用する第十二条第三項の規定に基づき、戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日

総務大臣 麻生 太郎

法務大臣 野沢 太三

戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。
法務省令第一号

第二条中「次に掲げる場合」の下に「（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第二十条第二項において準用する法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認められる場合を除く。）」を加える。

附 則

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（請求事由等を明らかにすることを要しない場合）</p> <p>第二条 法第二十条第二項において準用する法第十二条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 戸籍の附票に記載がされている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>四 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）が相当と認める場合</p>	<p>（請求事由等を明らかにすることを要しない場合）</p> <p>第二条 法第二十条第二項において準用する法第十二条第三項に規定する総務省令・法務省令で定める場合は、次に掲げる場合（<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第二十条第二項において準用する法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。</u>）とする。</p> <p>一 戸籍の附票に記載がされている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合</p> <p>四 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）が相当と認める場合</p>

別添 3

総行市第 2 1 8 号
平成 1 6 年 5 月 3 1 日

各都道府県総務部長

総務省自治行政局市町村課長

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の
保護のための措置に係る質疑応答について

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成 1 6 年総務省令第 8 9 号）及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（平成 1 6 年総務省・法務省令第 1 号）が、本日公布され、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行されることとなりました。

また、住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年 1 0 月 4 日法務省民事甲第 2 6 7 1 号、自治振第 1 5 0 号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正について（平成 1 6 年総行市第 2 1 3 号・法務省民一第 1 5 8 1 号）をもって総務省自治行政局長及び法務省民事局長から各都道府県知事あて通知されました。

これらは、住民基本台帳法（以下「法」という。）に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図る観点から、被害者からの申出により、法第 1 1 条第 3 項、第 1 2 条第 5 項及び第 2 0 条第 2 項において準用する第 1 2 条第 5 項に基づき必要な支援措置を行うこととするものです。

これらの内容について、職務上の参考とするため、質疑応答を別添のとおりとりまとめましたので通知します。貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

なお、このことについては、法務省民事局及び警察庁生活安全局とは協議済みですので、念のため申し添えます。

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の 保護のための措置に係る質疑応答について

1 総論

(問1) 本措置(事務処理要領第6 10)の性格如何(住民基本台帳法との関係如何。閲覧等の請求を拒否できる根拠如何。)

(答) 本措置は、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条に規定するストーカー行為等をいう。以下同じ。)の被害者及び加害者について、申出に基づきあらかじめ把握し、法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項の運用に反映させようとするものです。事務処理要領に定める手続により把握された加害者とされている者からの被害者に係る請求については、原則として、不当な目的によることが明らか等として、法に基づきこれを拒むこととするものです。

2 申出の受付

(問2) 申出書の様式如何。

(答) 別紙の例によることとして下さい。

(問3) 15才未満の者及び成年被後見人については、法定代理人及び成年後見人に限るものとしてよいか。【ア (オ)関係】

(答) そのような取扱いが適当です。

3 支援の必要性の確認

(問4) 警察の意見の聴取はどのようにすべきか。【イ (ア)及び(イ)関係】

(答) (1) 申出者が、事前に警察本部又は警察署(以下「警察署等」という。)に相談している場合は、原則として次のとおり取り扱うことが適当です。

ア 当該申出者(被害者)について、警察署等から事前に電話等で閲覧制限等について連絡がなされている場合には、申出者が提出する申出書の警察等の意見欄で、警察の意見を確認して下さい。

イ 警察署等から事前に電話等の連絡がない場合にあっては、申出者の提出した申出書に警察等の意見が付されている場合には、当該警察署等に電話で当該意見が間違いないことを確認して下さい。

ウ 警察等の意見欄には意見が付されていないが、申出者が相談先の欄に警察署等の連絡先を記入している場合には、当該警察署等に電話で連絡の上、申出書を警察署等に送付し、書面にて意見を聴取することが適当です。

(2) 申出者が、事前に警察署等に相談していない場合は、原則として申出者に警察への相談を促すとともに、事後、警察署等に申出書を送付して意見照会し、警察の意見を聴取することが適当です。

なお、本措置を実施するにあたっては、警察の意見を聴取することが重要ですので、以上のように原則として文書により警察の意見を確認することが適当ですが、被害者の保護のため特に必要がある場合には、電話等により意見を聴取し、迅速に手続きを進めることが適当です。

また、あらかじめ警察署等の連絡窓口の確認や申出書を警察署等に事前配布しておくなど、手続きが円滑に進むように、警察と十分な連携を図っておくことが大切です。

(問5) 「警察の意見を聴く以外の適切な方法」とは。【イ (ア)及び(イ)関係】

(答) 例えば、加害者が配偶者暴力防止法に規定する保護命令を受けている者であることを、裁判所の発行する証明書の提出を被害者から受けて確認するなどの方法が考えられます。

また、このほか、市町村長の判断により、配偶者暴力相談支援センターなど公的な相談機関から警察からの意見聴取と同様の方法により意見を聴き、確認することとして差し支えありません。

(問6) 個別の市町村長の判断により、事務処理要領に掲げる者以外の者で、特にその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者について同様の支援措置を講じることは差し支えないか。【ア (ア)関係】

(答) 本事務処理要領に定める支援措置は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を目的としたものです。

なお、他の事例において、各市町村長において法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき請求を拒むことは可能です。

4 他の市町村への転送

(問7) 当初受付市町村長において支援の必要性がないものとした場合には、他の市町村長への転送は不要か。【エ関係】

(答) お見込みのとおりです。

(問8) まずA市で申し出て、支援の必要性がないものと確認された申出者が、次にB市へ申し出て、必要性があるものと確認された。B市は、A市へ申出書の写しを転送した。A市はいかに取り扱うべきか。【エ関係】

(答) A市は、はじめに自らが警察等から受けた意見等、Bから転送された申出書における警察等の意見等を総合的に勘案し、改めてその時点における支援の必要性を確認することが適当です。

5 支援措置の終了

(問9) 支援終了の際にも、支援開始の際と同様に、支援対象者への連絡が必要ではないか。【ウ及びク関係】

(答) 市町村長においては、申出を受け付ける際又は支援開始の際(ウの確認の結果の連絡の際)に、支援措置の期限及び期限の一月前から延長申出を受け付ける旨、当該申出がなされない場合には期限到来をもって支援を終了する

旨を連絡する必要があります。

支援終了の際（支援措置の期限到来前）に、市町村長の判断により改めて連絡を行うことも、もとより差し支えありません。

（問10）支援対象者である被害者が転出・転居する場合で、引き続き支援を希望する場合には、改めて申出を受け付ける必要があるか。

（答） 被害者の現在の住所に変更が生じた場合には、居住環境等の状況が変化することに伴い支援の必要性や支援内容に変化が生じることも考えられるので、改めて被害者から申出を受け付けることが適当です。

（問11）申出の内容に変更が生じた場合には、どのように取り扱うのか。

（答） 被害者の現在の住所以外に変更が生じた場合には、当初受付市町村長において、変更の申出を受け付けます。

変更の申出を受け付けた当初受付市町村長は、必要に応じ、他の市町村長に転送します。

なお、変更の申出の内容が、申請者と同一の住所を有する者で併せて支援措置を実施する者を追加するものである場合には、当該追加を求める者について、イの例により支援の必要性の確認を行うことが必要です。

6 支援措置

（問12）より厳格な本人確認又は請求事由の審査に応じない者からの請求は拒否してよいか。

（答） お見込みのとおりです。

（問13）「請求に特別の必要があると認められる場合」とは。【コ（イ）（A）関係】

（答） 行政機関に対する申請に対し添付が必要であるなど、当該住民票の写し等又は戸籍の附票の写し自体が、請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できない場合です。

（問14）「閲覧請求用紙に明記する等により、あらかじめその旨を請求者に明らかにする」とあるが、具体的にはいかなる記載をすべきか。【コ（ア）（B）関係】

（答） 例えば、「特別の請求がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない請求であるとみなします。」と記載することが適当です。

（問15）請求事由につきより厳格な審査を行う場合、国又は地方公共団体の職員や弁護士等による職務上の請求については、いかなる審査をすべきか。【コ（ア）（C）並びにコ（イ）（A）及び（C）関係】

（答） 職務上の請求である旨に加え、提出先がある場合にはその提出先、使用目的や使用事務等を適宜確認し、被害者の住所情報が加害者に漏れるおそれがないことを確認することが適当です。

住民基本台帳事務における支援措置申出書

市区町村		受付	連絡
		/	/
転送	/	/	/
	/	/	/
	/	/	/

長
関係市区町村長

様

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	連絡先	本人確認		
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	その他			
申出者の状況 (いずれかにV)	配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。		ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。			
相談先	(警察署等に相談している場合、相談した日時、警察署等の名称、担当課、担当者名等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 警察署 課 担当者名					
支援措置を 求めるもの (親住所が記載されているものに 限る)	希望にV	支援をを求める事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付 (現住所地)		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付 (前住所地)		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付 (本籍地)		本籍		
	戸籍の附票の写しの交付 (前本籍地)		前本籍			
併せて支援を 求める者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
警察等の意見	上記申出者の状況に相違ないものと認める。			市区町村の 確認	年月日	
	上記併せて支援をを求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。 平成 年 月 日 長 (印) (担当 課 係)				担当 相手方	
備考						

(注) 太枠の中に記入してください。
 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
 申出の内容について、警察等に確認させていただきます。
 支援措置の実施後は、ご本人の住民票の写し等を請求される場合でも、本人確認書類が必要になります。
 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
 支援の期間は、申出日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。